

男女共同参画会議  
第5次基本計画策定専門調査会  
(第1回) 議事録

内閣府男女共同参画局

# 第5次基本計画策定専門調査会（第1回） 議事次第

日 時 令和元年11月27日（水）13:00～15:03  
場 所 合同庁舎第8号館5階共用会議室C

1. 開 会
2. 第5次基本計画策定専門調査会運営規則について
3. 会長代理の選出
4. 計画策定の検討体制及びスケジュール
5. 男女共同参画をめぐる状況について
6. 第4次男女共同参画基本計画のフォローアップ
  - (1) 各府省庁ヒアリング
  - (2) 質疑応答
7. 第5次男女共同参画基本計画策定に向けての自由討議
8. 閉 会

○古瀬推進課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第1回「男女共同参画会議第5次基本計画策定専門調査会」を開催いたします。

内閣府男女共同参画局推進課長の古瀬と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に資料1、資料2、資料3-1から資料3-3まで、資料4という1枚紙、資料5-1から資料5-4までございます。その後に、参考資料1、参考資料2、参考資料3というのは机の上に置かれております分厚いドッジファイルでございます。それから、委員の先生方につきましては、最後に席上配付という1枚紙もございます。

もし何か不足等ございましたら、途中でも結構でございますので、事務方に合図をいただければと思います。

それでは、初めに、第5次基本計画策定専門調査会設置の経緯等について、事務局から御説明をさせていただきます。

参考資料1に諮問文がございますけれども、今月12日の男女共同参画会議におきまして、男女共同参画基本計画策定に際しての基本的な考え方につきまして、総理から諮問が行われ、それを受けて、男女共同参画会議の下に第5次基本計画策定専門調査会が設置されたところでございます。

この専門調査会はお手元の資料1「委員名簿」にございますとおり、18名の専門委員で構成されております。初回ですので、本来、御参画いただいている先生方に一言ずつ御挨拶をいただくところですが、既に各専門調査会にも御参加いただいている先生方でもいらっしゃると思いますので、また時間の関係もございするため、恐縮ですが、今はお配りしている委員名簿で代えさせていただきます。後ほど御発言いただく際にお名前や御専門について一言触れていただければと存じます。

また、本日御欠席の委員は末松委員、室伏委員、渡辺委員でございます。山田委員は本日14時40分ごろ御退室の予定とお聞きしております。

それから、本専門調査会の会長についてでございます。男女共同参画会議運営規則により、議長が会長を指名するとされておりまして、佐藤委員が指名されています。

ここからの議事進行につきましては、佐藤会長にお願いいたします。

○佐藤会長 今、御紹介いただきましたように、第5次基本計画策定専門調査会の会長を務めさせていただくことになりました佐藤です。よろしくお願ひいたします。

本日の調査会においては、今日を皮切りに、現行の第4次基本計画のフォローアップを行い、次期計画策定の方向性や全体的な方針について議論していくことになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本日は討議の途中、14時20分ごろ、橋本大臣が到着され、御挨拶をいただく予定です。

それでは、議事次第の2番目に入りたいと思います。「第5次基本計画策定専門調査会運営規則について」です。

運営規則については、事務局で案を用意していただいておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○古瀬推進課長 それでは、お手元の資料2を御覧ください。「第5次基本計画策定専門調査会運営規則」は、第1条にございますとおり、3枚目に添付しておりますが、男女共同参画会議運営規則第9条第2項に基づいて定めるものになります。中身は時間の関係で絞って御説明をいたしますが、第3条におきまして、会長代理について、会長が出席できない場合はあらかじめ会長の指名する委員が職務を代理する旨定めているところでございます。

2枚目、第7条におきまして、会議は公開ですけれども、公開することにより公平かつ中立な議事を保障する静謐な環境の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会長等は会議を非公開とすることができる、としております。

また、第8条及び第9条におきまして、議事要旨及び議事録の作成、公表について定めております。

議事要旨は会長の御確認、議事録は会長及び御出席の委員皆様の御確認をいただくこととなりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

その他は資料にございますとおりで、説明のほうは省略させていただきます。

以上です。

○佐藤会長 今、御説明いただきました運営規則（案）ですけれども、会長代理を置くということと、会議の公開、議事録を作ることです。その前に、議事要旨を早目に公表するということになってはいますが、いかがでしょうか。

それでは、原案どおりで決定させていただきたいと思います。

続きまして、議事次第の3番目に移りたいと思います。ただいま御承認いただきました運営規則に基づき、会長代理を指名したいと思いますが、小西委員にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、小西委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、議事次第の4番目に移ります。「計画策定の検討体制及びスケジュール」について、今日は最初ですので、事務局から御説明をいただきます。

○古瀬推進課長 それでは、参考資料2を御覧いただきたいと思っております。こういう図の入っている1枚紙でございます。

こちらは、第59回男女共同参画会議の配付資料になりますが、まず、1としまして検討体制を書いてございます。○の1つ目、2つ目は省略いたしますが、3つ目の○にございますとおり、必要に応じて専門調査会の下にワーキンググループを設置し、専門調査会での議論を踏まえ詳細な検討を行い、その結果を専門調査会に報告する、としてございます。

それから、2でございます。スケジュールについてですが、去る11月12日に総理から基

本的な考え方についての諮問が行われました。本日より、現行計画のフォローアップや御議論をいただいて、来年夏ごろから公聴会、秋ごろに基本的な考え方の答申、そして第5次基本計画の諮問・答申を経て、来年12月の閣議決定を目指すこととしてはいかがかと存じます。

以上でございます。

○佐藤会長 その絵にありますように、第5次基本計画策定専門調査会は既に御説明がありましたように、従来あった重点方針専門調査会と女性に対する暴力に関する専門調査会の委員の方に入っていて作る。それが今日の第1回の会合となります。

そこで議論していくわけですが、とりあえず全体でヒアリングなりをし、必要に応じて、ここでの議論を踏まえて、その下にワーキングを設置することもできるとなっています。

令和2年度について、これですと夏前ぐらいに論点整理し、公聴会、基本的な考え方の答申などかなりきつい感じですが、一応こういう予定です。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、一応そういう形で進めさせていただくということで、念頭に置いて議論していただければと思います。

続きまして、議事次第の5番目に移りたいと思います。「男女共同参画をめぐる状況について」、事務局から御説明いただければと思います。

○古瀬推進課長 それでは、御説明させていただきます。

資料3-1、3-2、3-3でございます。

資料3-1は第4次計画の概要をまとめている紙でございますので、説明のほうは割愛させていただきます。

資料3-2が、第4次計画における成果目標の動向についてまとめた資料でございますが、御説明用に3-3といたしまして、この成果目標についてグラフ化をしておりますので、この3-3に沿って御説明をさせていただきます。

まず、1ページの「I あらゆる分野における女性の活躍」の関係でございます。

1ページの週労働時間60時間以上の雇用者割合につきましては、計画策定時は男女計8.5%で、目標値5%のところ、最新値では6.9%となっております。

次に2ページに参ります。男性の育児休業取得率でございます。目標値13%に対しまして、最新値では国家公務員が12.4%、民間が6.16%、地方公務員につきましては、30年度の数字はまだ公表されておりませんが、最新はこのような状況となっております。

3ページが、6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事時間についてでございます。計画策定時、1日当たり67分、目標値150分のところ、最新値では83分でございます。

4ページが、衆参議員の候補者に占める女性割合でございます。上昇傾向とはなっておりまして、目標30%としておりますところ、最新値で衆議院の候補者に占める割合、赤のところは17.7%、参議院では28.1%となっております。

6 ページ、国家公務員の各役職段階に占める女性割合は、その各段階の成果目標に対しまして、最新値は御覧のとおりとなっております。

また、8～9 ページにかけてが都道府県職員、市町村職員についての同様の女性割合の数字でございます。

民間の役職別女性割合については10ページでございます。11ページが上場企業の役員に占める女性割合についてで、最新値は5.2%でございます。

13ページの年次有給休暇取得率については、目標値70%ですが、最新値は52.4%でございます。

15ページ、下半分のグラフを御覧いただきたいと思います。第1子出産前後の女性の就業継続率ですが、これまで4割前後で推移しておりましたところ、平成27年の値で53.1%ということで、5割を上回ったところでございます。

17ページが自治会長に占める女性の割合、次の18ページが農業委員会、農協の役員について、女性委員が登用されていない組織数と女性の割合でございます。

次に、19ページが科学技術分野になりまして、研究者の採用に占める女性割合は、成果目標が一番右の枠にありますところ、最新値では自然科学系全体で27.5%となっているところでございます。

21ページに参りまして、大学の理学部、工学部の学生に占める女性割合でございます。毎年度、前年度以上という目標のところ、徐々に上昇しているということかと思えます。

次に、22ページから「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」の関係です。23ページが子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率でございまして、24、25ページが女性に対するあらゆる暴力の根絶関係です。こちらが配偶者からの被害を相談した者の割合でございます。

25ページが、市町村における配偶者暴力相談支援センターの数、最新では114カ所となっております。

また、その下、行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数が、平成30年10月に47都道府県となったところでございます。

26ページは健康寿命のデータ、28ページが60～64歳までの就業率のデータでございます。

29ページから「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の関係でございまして、まずこちらが待機児童数等のデータ、30ページが意識改革等の関係ですが、「男女共同参画社会」という用語の周知度、その下が初等中等教育機関の女性登用、その隣が大学の教員に占める女性の登用、32ページに参りまして、防災・復興体制の確立について、都道府県防災会議委員の女性比率の関係等でございます。

また、33ページが国際関係のデータ、最後のページは「Ⅳ 推進体制の整備・強化」関連としまして、男女共同参画計画の策定率のデータを載せております。

大変駆け足で恐縮ですが、以上でございます。

○佐藤会長 第4次男女共同参画基本計画に関わるような内容の数値を幾つか御紹介いただきました。

何か質問はありますか。

基本的に今回と次回で、第4次の基本計画の特に重視してきたものについてフォローアップし、ただ、計画の後、新しく出てきた環境変化や課題もあると思うので、計画を見るだけではなく、その後の新しい動きを踏まえながら、第5次の論点を整理していくことになるかと思います。

例えば、法律だと女性活躍推進法ができたりとか、働き方改革関連法が通ったりとかです。あとは専門調査会では毎年各府省の概算要求のフォローの中で出てきた課題などもありますので、最終的にはそういうものを踏まえながら、第5次の計画の論点を整理していくことになるかと思います。

とりあえず、ここはこれまで挙げていた目標などの数値がどうかということです。

よろしいですか。

それでは、議事次第の6「第4次男女共同参画基本計画のフォローアップ」に移りたいと思います。

本フォローアップのヒアリング事項については、資料4「第4次基本計画のフォローアップにおけるヒアリング事項について（予定）」というのがあるかと思います。

これは、第4次計画において改めて強調している視点に基づいて実施したいということで、用意いただいたものです。

もちろんこれだけという意味ではなくて、とりあえず2回ではここを想定しているということで、先ほどお話ししましたように、その後の議論では4次の計画も視野に入れながら、その後の新しい環境変化の課題も踏まえて5次をつくっていくこととなります。

(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)と書かれていますけれども、(1)、(2)、(3)あたりを2回にということで、今日は(4)、(5)、(6)、(7)を取り上げて、フォローアップしたいということのようです。

進めさせていただければと思いますが、良いですか。

それでは、まず内閣府より女性に対する暴力に関する取組について、御説明をお願いいたします。(4)のところですね。よろしく申し上げます。

○吉田暴力対策推進室長 男女共同参画局で暴力対策推進室長をしております吉田と申し上げます。よろしく申し上げます。

資料5-1に基づきまして、女性に対する暴力の根絶に関する男女共同参画局の取組について、御説明させていただきます。

女性に対するあらゆる暴力の根絶が現在の第4次基本計画の第7分野になっておりますけれども、その内容としましては、暴力の予防と根絶、DVの防止、ストーカー事案への対策、性犯罪への対策、子供に対する性的な暴力やメディア、セクシュアル・ハラスメント防止対策など、幅広い分野にまたがっております。

女性に対する暴力は、犯罪になるものも含めまして重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会の形成を阻害するものでもありますので、その根絶に向けた取組が重要と

いうことで、施策を進めております。

こうした施策の実施に当たりましては、もちろん警察庁、法務省、女性を保護する厚生労働省などの関係省庁においても取り組んでおりますけれども、本日は当局の取組を中心に御説明させていただきます。

資料の構成としては、1ページ目に全体像を書いております、その後ろから参考資料をつけております。

2ページ以降ですけれども、女性に対する暴力が今、どういった状況かということを中心に御説明いたします。

当方で、「男女間における暴力に関する調査」を行っております、配偶者からの暴力被害、いわゆるDVにつきましては、何度も経験をしたという女性が13.8%、既婚者の7人に1人が何度もあった、あるいは1～2度あったを含めると30%を超える方がこうした被害を受けているという状況でございます。

2ポツが、無理やりに性交等をされた経験ということで、これは必ずしも脅迫などを受けてのものでもないのですけれども、そうした経験があるという方が女性で7.8%、男性で1.5%いるという状況になっております。

次のページが配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数ということで、少しずつ伸びております、今、大体年間11万件の相談が専門のところに寄せられている。また、DVにつきましては、警察に対しても相談することができまして、7万7000件程度の相談ということで、これも伸びている状況になっております。

こうしたことを含めまして、やはり女性に対する暴力というのはまだ深刻な状況ということもありますので、6ページですけれども「女性に対する暴力をなくす運動」を広報啓発活動として展開しております。ちょうど一昨日、11月25日が女性に対する暴力撤廃国際日となっております、日本におきましては、紫色をシンボルマークとしまして、国内での普及啓発を行っております。

後ほど説明いたしますけれども、今年度はDVと児童虐待との連携が重要なテーマになったこともありまして、DVや女性に対する暴力のシンボルであるパープルリボンと、児童虐待対策のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせたWリボンバッジを使いまして、広報啓発を行ったところです。1日には関係大臣と総理と関係者との意見交換を開催したほか、厚生労働省と連携して、様々な広報啓発を行ったところです。

また、日本各地、全国190カ所以上で、様々なタワーなどを紫色にライトアップしていただいて、広報啓発を図りました。

7ページが児童虐待防止対策の抜本的強化ということで、昨今、児童虐待をめぐって痛ましい事件が起りまして、そのいずれにも男性の側から女性に対する、いわゆるDVの問題が背景にあったということもありますので、今年3月に児童虐待防止対策の抜本的強化をまとめた中で、DVとの関係を明確に位置づけたところです。また、今年6月には法改正も行いまして、DV対応においては児童虐待、また児童虐待においてはDV対応の機関とそれ

ぞれ連携して取り組むことを明記しており、実際に今、指針の改正や来年4月の施行に向けた研修などの取組を進めているところです。

次のページに、DV法の簡単な概略を参考としてつけておりますけれども、被害者が被害を受けた場合には、警察、都道府県や市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターに相談できたり保護命令という制度をつくっております、配偶者に対して接近しないように、あるいは一緒に住んでいる場合には退去命令を出すことができます。

家の中で起こっていることでもありますし、また、なかなか見えないということでもありますけれども、今は警察や配偶者暴力相談支援センター、あるいは裁判所などが協力して、問題の対応に当たっているということになっております。

次のページは参考までにつけております。

今、DV防止法の中でそうした児童虐待対策との連携強化に関する法改正がなされたところですが、2つ宿題をいただいております。それが9ページの下につけております附則第8条ということで、先ほど申し上げました保護命令について、被害者の範囲の拡大について検討するよという宿題をいただいております。

あと、もう一つは2項のほうですけれども、配偶者の暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援のあり方についても検討するよという宿題を受けております、今まで被害者支援の方を中心に行っていましたけれども、加害者にどうアプローチしていくのかということも検討課題の一つになっております。

10ページですけれども、DV被害者支援に当たりましては、公的な機関による支援もあるのですが、民間シェルターが大きな役割を果たしております。公的シェルターである婦人相談所も今、見直しをしております、保護施設に入ったからには携帯電話を使えないとか、大学に通えないといった様々な制約がある中で、民間シェルターの方が色々と進んだ取組、あるいは柔軟な取組をしていただいておりますので、そうした民間シェルターは、非常に重要な社会的資源であると考えています。

一方で、今、財政的な基盤が弱いとか、高齢化が進んでいるとかもありまして、どんどんシェルターの数が減ってきています。そうした課題に対応するために支援をしていくべきではないかということを検討会で議論しまして、13ページですけれども、来年度から、まずはパイロット事業ということで、こうした民間シェルターが取り組む様々な新しい取組、先進的な取組を、単にシェルターに入るだけではなくて、受入のときから、例えばメールやSNSなどを使った相談を受けるとか、シェルターにいる間も、外部の専門職などを入れて支援をすとか、シェルターから出た後も、自立に向けた支援をしっかりと続けていく、そうしたことに取り組むシェルターを応援するような新しい事業を進めたいと思っております。

14ページになりますけれども、テーマが性犯罪・性暴力被害者支援に変わります。もちろん性犯罪につきましては警察が大事な機能を持っております、刑法に基づく処罰というものもございますけれども、性犯罪・性暴力の場合、加害者の多くが顔見知りであるとい

う事情などもありまして、被害者の方でなかなか警察に行きにくいということもあります。そうした方のために、ワンストップ支援センターを設置しておりまして、そこで来た方に対し、産婦人科につなぎ、緊急的な避妊やその後の感染症対策といった支援を行っております。

第4次基本計画の中では全都道府県に設置が目標として書かれまして、昨年10月にそれが実現したところですが、現在は、24時間化などの質の向上に努めているところです。

17ページになりますけれども、そのほか、若年者の女性が様々な性暴力の被害を受けるという事例としまして、アダルトビデオへの出演を強要されるとか、JKビジネスの中から強要事例が生じることから、そうしたことに対する関係対策会議を打ち出しまして、毎年4月を防止月間として、広報啓発などを行っております。

また、御記憶があると思いますが、平成30年度に政府の高官によるセクシュアル・ハラスメント事案がありましたので、20ページになりますけれども、セクシュアル・ハラスメント対策の強化ということで、緊急対策を決定いたしまして、現在、各省庁において研修などの様々な取組を進めていただいているところであり、当方としても、その実施状況などについてフォローアップを実施いたしました。

以上になります。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

進め方を御説明しなかったのですけれども、基本的にずっと説明いただいて、まとめて質疑の時間をとります。

その後に、議事次第にありますように、第5次男女共同参画基本計画策定に向けての自由討議の時間がありますので、そこで全体をどうするかについて御意見を伺えればと思います。

続きまして、資料5-2に基づいて(5)防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入について御説明いただければと思います。

○栗田総務課長 男女共同参画局総務課長をしております栗田と申します。どうぞよろしく願いいたします。資料5-2「内閣府説明資料②」というものを御覧いただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、男女共同参画の視点からの防災復興に関する取組はどのようなことをやっているかということ、最初のページでざっとまとめてございます。

一つ大きな契機になりましたのが東日本大震災ということでございまして、なかなか政策方針を決める過程に女性が参画していない、それから男女のニーズの違いに対する配慮がなかなかない。また、平時のうちから考えておかないと、急にはなかなか対応がしがたいという教訓がございました。

そういったところを受けまして、後段のほうですけれども、平成25年に男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針を策定してございます。

また、平成27年12月に、今、御議論いただいております男女共同参画基本計画の現行の第4次の計画が策定されておりますけれども、こちらのほうに、防災・復興に関しても重点分野として新たに新設するという形で位置づけられたという経緯がございます。

その後、平成28年には、男女共同参画の視点からの研修のプログラムをつくったり、平成28年に熊本地震が起きましたので、平成29年には、こういった視点から、その対応状況の調査報告書を作成したりといった取組を進めてまいったところでございます。

今年度につきましては、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針、平成25年につくったものを、その後いろいろな災害等がございましたので、そういった知見も入れ込みまして改訂する予定ということで、年度内を目途に作業を進めている状況にございます。これが全体の流れでございます。

その次のページからは、それぞれの各段階の資料を少し詳しく目につけております。

まず、25年につくりました防災・復興の取組指針ですけれども、先ほど申し上げましたとおり平常時からの取組が大変大事だということで、取組指針については過去の経験をもとに、必要な対策・対応について予防、応急、復旧・復興と、それぞれの各段階で自治体が行き届く際の指針となるような基本的な事項を示しているものとなります。

それとあわせて、チェックシート、こういったことに気をつけたほうが良いかということや、こういう良い事例がございましたというものを盛り込んだ解説事例集をあわせて作成したということでございます。

下のほうに7つの基本的な考え方とございますけれども、平常時からの取組が大事だと。

女性をきちんと主体的な担い手として位置づける、災害から受ける影響は男女に違いがあるといったところに配慮するといった基本的な考え方を提示いたしまして、右側のほうの各段階、事前の備え・予防、発災直後の対応、避難所、応急仮設住宅、復興・復旧といった、それぞれの各段階でどういう取組が必要なのかといったことを盛り込んでいるというものでございます。これを今年度、改訂すべくやっているとございます。

その次のページは、現行の第4次男女共同参画基本計画の中身でございます。防災分野が独立した重点分野に新たに位置づけられたということで、現行の計画でいくと第11分野が防災・復興体制の確立という形になります。

先ほど申し上げたような基本的な考え方が、こちらの基本計画のほうに掲示されてございまして、他の分野も同じでございますけれども、成果目標としまして、具体的な数値が挙がっている。項目としては、都道府県の防災会議の委員に占める女性の割合や、市町村防災会議に占める女性の割合など、それぞれ数値目標が掲げられているという状況にございます。

もう1ページおめくりいただきまして、次は参考情報ということで、現在どのような状況にあるかということの御紹介なのですが、まさに地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移ということでございまして、グラフが平成16年から30年までということで入っております、

棒グラフのほうで入っております女性委員のいない都道府県防災会議の数はゼロになるのが望ましいということなのですけれども、平成24年までは幾つかございましたが、平成25年以降はないという形になってございます。

折れ線グラフのほうを御覧いただきますと、赤色のほうが、都道府県の女性委員の割合ということで、特に平成25年以降、増加傾向が顕著になってきているということが読み取れるかと思えます。

市町村の状況につきましては、緑のグラフということで、都道府県よりは低いですが、増加傾向にあるといったところが、こちらのグラフで整理されてございます。

次のページでございますが、こちらは都道府県の防災会議の委員に占める女性の割合ということで、都道府県ごとの内訳を示してございます。

左側のほうに、比率が高い県から、徳島、島根、鳥取は赤、その次のグループは濃いオレンジ、薄いオレンジ、薄い黄色という形で、それぞれの色で示しているところでございますので、御覧いただければと思えます。

ちなみに、40%以上の団体が徳島、島根、鳥取ということで、西日本のほうに多うございますけれども、中には非常に知事のトップダウンでこういった女性比率を高めるということに取り組んでいただいた都道府県もあるということでお聞きしている次第でございます。

その次のページでございますが、こちらも参考情報です。市町村のほうの防災会議における女性委員の比率を都道府県別に御紹介しているものでございまして、やや見辛い部分もございますが、委員の総数に占める女性の委員の数とその比率、それから、一番右の箱は、女性委員がいない防災会議数が全部の防災会議の中でどのぐらいあるのかといったことを整理してございます。

女性委員がいない防災会議の数をなくしたいということでございまして、ゼロというところや、1という少数になってきている自治体が多い県も増えてきているという状況でございます。

それから、説明資料の最後のページなのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、平成25年に策定した取組指針につきまして、策定からちょうど6年が経過しましたので、これを年度末を目途に改訂したいということで、現在、有識者による検討を行っている最中でございます。そこに委員の皆様のお名前が挙がってございますが、1回目の検討会を先月開催いたしまして、そのときの議論の中身を御紹介いたしますと、国際的な動向や法令の改正、避難所のガイドラインといったものをきちんと見ながら、検討していきましようというところや、平成25年の取組指針ができて以降、自治体の活用状況や現場で持っている課題などを考えて、取組指針、事例解説集といったものを充実させていきましようという議論をされているということでございます。

課題としましては、昨今、液体ミルクのように今まで流通がなかったような商品も市場に出てきましたので、そういったところに男女共同参画目線ではどのように取り組んでい

ったら良いのかというところも議題の中で、触れてございます。

雑駁でございますが、説明は以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして外務省から、(6) 国際社会への積極的な貢献について御説明をお願いします。

○外務省 外務省で女性参画推進室長をしております松田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

大部で申しわけないのですが、資料5-3に外務省説明資料を配付させていただいておりますので、これに沿って説明させていただきます。

第4次男女共同参画基本計画の第12分野が国際的な協調及び貢献になっておりまして、この分野で外務省が行っている施策についてまとめてございます。

まず、1～3ページにかけて、女子差別撤廃条約とその委員会について記載しております。この関係で、外務省として女子差別撤廃条約の委員の招聘を行ってまいりまして、これは委員の対日理解の促進、国内における女子差別撤廃条約の啓発を主な目的としております。

委員には、来日した際に日本について理解を深めてもらうとともに、学生に向けた講演などを行ってもらっております。今年度は、来月初旬に3名の委員を招聘する予定で、日本の現在の女子差別撤廃条約の委員である秋月弘子先生の所属する亜細亜大学で講演を行う予定です。

続いて、4～5ページにかけて、女子差別撤廃条約の選択議定書、いわゆる個人通報制度と言われるものの検討状況について記載しております。日本の司法制度や立法政策との関連での問題の有無、同制度を受け入れる場合の実施体制との検討課題があると認識しておりまして、各方面からいただいている意見なども踏まえながら、現在、選択議定書の締結について真剣に検討しているところでございます。

6～7ページにかけて、ジェンダー主流化を意識した日本のODAの実施、開発協力について記載しております。2015年に作成しました開発協力大綱、日本のODAの根幹、基本方針になるものですが、この開発協力大綱において女性の能力強化、女性の権利尊重を明記した上で、翌2016年に分野別開発政策として女性の活躍推進のための開発戦略というものも策定しております。この女性の活躍推進のための開発戦略において、3分野を優先課題として位置づけておりますが、そこに書いてあるとおり、①女性と女児の権利の尊重・脆弱な状況の改善、②女性の能力発揮のための基盤の整備、③政治経済、公共分野における女性のリーダーシップ向上の3分野を重点分野と位置づけて、いろいろなプロジェクトを実施しております。

具体的なプロジェクトにつきまして、ごく一例ですが、7ページにこういった取組をやっているということを記載させていただいております。

続いて、8～14ページにかけて、今、国際社会で大きな課題になっております女性平和安全保障という分野、すなわち紛争予防、紛争解決、平和構築といった分野に女性が保護

される対象ではなくて、主体となって参画すべきであるという議論がありまして、この分野における取組について記載しております。

日本は2015年にこの分野における行動計画を策定しまして、今、有識者による評価を得ながら実施しているところです。この最初の実施を踏まえまして、今年3月に改訂版を策定いたしました。先ほど防災や災害復興における女性の主体的な参画のお話でしたが、これでも、これも行動計画の一部に位置づけているところが日本の行動計画の特徴であると言えるかと思えます。

続いて、15～16ページにかけて、関連国際機関との連携強化として、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所、それからUN Womenとも言われていますけれども、国連女性機関との連携を強化してきておりまして、その具体的な内容について記載しております。

資料の17～22ページまで、概要資料がなかったので個票をそのまま配付させていただきましたけれども、国際分野における政策方針決定過程への女性の参画拡大について記載しております。外務省としまして、在外公館における主要ポストや管理職への女性の登用、国際機関に勤務する日本人職員の増強、グローバル人材育成事業として、国連ボランティアの派遣などの事業を行っております。

国際機関に勤務する日本人職員については、女性が男性よりも多いという現状になっておりますので、この施策を入れさせていただいております。

それから、資料23～25ページまで、日本政府が2014年から継続して開催している国際女性会議WAW!について記載させていただいております。WAW!は女性活躍推進のための日本の取組や進捗を国内外に発信するとともに、女性をめぐる課題についての国際社会の動きを日本社会に共有する場と位置づけております。

開催日の前後数週間をシャイン・ウィークスとして、関連イベントの開催を広く一般から募集・促進しております。日本の啓発にもつなげたいという形でやっております。

続いて、資料26～28ページまで、G20サミットとG7サミットについて記載しております。本年2019年、日本はG20の議長国として、女性のエンパワーメントにつきまして優先課題の一つとして議論をリードいたしました。特に女性の労働参画、女子教育支援、ビジネスリーダーとの共同・協力を中心に、それぞれの分野で成果を確認いたしました。

また、G7では、議長国のフランスがこの分野に大変熱心に取り組みまして、法制度整備や紛争下の性的暴力への対応、女子教育などを中心に、独立の成果文書を取りまとめました。これが資料の28ページについているものでございます。こうした議論にしっかりと参画しております。

駆け足になりましたけれども、以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりましたけれども、内閣府から（7）地域における推進体制について御説明をお願いします。

○栗田総務課長 引き続きまして、男女共同参画局総務課から説明をさせていただきます。資料5-4「内閣府説明資料③」を御覧いただければと思います。

地域における推進体制でございますが、現行の第4次基本計画では、第4分野に地域という分野が位置づけられておりまして、その一部としまして、男女共同参画局でやっております地域女性活躍推進交付金について御紹介させていただければという趣旨で資料を御用意させていただいております。

こちらの交付金でございますが、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するために、自治体が女性活躍推進をする、法律に基づいて推進計画を策定するという事になっておりますけれども、そういった女性の活躍推進に関する施策がきちんと実施されることを支援するための交付金でございます。

それぞれの地域の実情に応じて、いろいろな主体による連携体制をつくってほしいということで、事業スキームのほうのページの左側を御覧いただければと思いますけれども、都道府県や市区町村、男女センター、教育機関、NPOや民間企業、地域の経済団体、いろいろな主体が連携をしながら、女性活躍の取組を進めてほしいということでやってございます。

実際にやっているものにつきましては、地域におけるプラットフォームを作るという情報共有といった場を作るといったものもございまして、あとは、継続就業を支援するための仕組みを作るといった取組をしていただいているものも多くございます。

こちらにつきましては、自治体のほうから、こういう事業をやりたいという申請をいただきまして、その際に具体的な数値目標等も設定いただく。採択に当たっては、我々のほうで有識者による審査を経まして、女性活躍に資する事業について交付させていただくという形で執行させていただいております。

2ページ目が交付金の活用実績でございますが、事業を開始しました平成26年度以降、それぞれ実績のほうの団体数を御覧いただきますと、逐次増えてきているという状況で、直近の令和元年度につきましては130団体、39道府県91市区町村といったところで御活躍いただいている状況でございます。

3ページ目でございますのは、私どもの局のホームページの画面の一部なのですが、交付金を活用した取組はどういった取組をやっていますかということをごきちんと御登録いただきまして、他の自治体の方も見て、情報共有、先進的な取組を自分の県の取組の参考にしていただくという意味もございまして、また、そういった女性活躍について、地元でどういった事業をやっているかといったことに御関心がある方に対する情報提供という意味でも、ホームページで情報提供を行っているところでございます。もし御関心がありましたら、先生方もお時間のあるときに御覧いただければ幸いです。

次のページ以降は、それぞれの県においてどのような取組をやっているのかということの具体例の本当にごく一部であるのですが、御参考までに資料で御紹介をさせていただいているものということでございます。

4 ページ目にございますのは岩手県の取組でございまして、こちらにつきましては、ページの右のほうにも書いてございますが、経営者の意識改革、女性管理職の育成といったものに取り組みたいということで、目標を女性活躍のための経営者研修の出席者数、目標50名と立てたところが実績は63名上がっているとか、ロールモデルの提供事業参加者数、目標45名と掲げたものが、実績が倍以上の116名の御参加をいただいたという成果が上がっていますよという御報告をいただいているということでございます。

ちなみに、5 ページ目にございますけれども、岩手県ではこういった取組を推進するために、関係者の方が集まって連携をするための会議体を設けてやっているということでございまして、こういった連携した事業実施や情報共有を行うことによって、女性が活躍できる岩手の実現を目指しているということで、資料をおつけしているところでございます。

6～7 ページも、基本的な事業の具体的な中身の御紹介でございまして、説明は省かせていただきます。

8 ページ目は、京都府の取組でございまして、女性の輝く京都づくり事業ということで、ページの上段の右の部分でございまして女性管理職の育成、企業における女性リーダー育成研修の受講者数を目標として掲げている。あと、ページの下のほうには、地域版男性リーダーの会を結成するというので、全国で男性リーダーの会というものを別途設けておりますけれども、その地域版を京都府では推進していただいたということが書いてございます。

9 ページ目は、その事業の細かな中身になります。

10 ページ目にお移りいただきまして、こちらは鳥取県の取組でございまして。左側の上のほうにございますが、多様な働き方の導入を促進したいという趣旨から、幾つかの取組をいただいているということで、具体的には11 ページ目を御覧いただきまして、右側のほう、託児の機能がついたサテライトオフィスを設置して、運営をしているという事業を実施していただきました。これは鳥取と米子ということで、2カ所設置していただいたということでございます。

また、柔軟な働き方の推進ということで、テレワークの導入セミナーを開催したりですとか、先進的なテレワークの事例を紹介したりといったところにも逐次、取り組んでいただいているということでございます。

その後の12～13 ページ目につきましては、御案内の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、今年の通常国会で3年後の見直しを行ったところでございますが、この法律の中で、自治体のほうで女性活躍のための推進計画をつくってくださいということをお願いしております、その計画の中身を推進するための事業として、交付金の対象事業が位置づけられているということを御紹介するまでの参考資料でございまして。

以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

資料4のフォローアップにおけるヒアリング事項のうち、(4)～(7)まで内閣府と

外務省から御説明いただきました。それぞれについて御質問なり、あるいは関連したものであれば構わないと思うのですけれども、よろしく願います。

どうぞ。

○納米委員 全国女性会館協議会の代表理事を務めております納米と申します。どうぞよろしく願います。

まず、個別のヒアリングへの質問を述べさせていただく前に、ヒアリング事項なのですが、これ以外にもヒアリングをリクエストしたいと思うのですけれども、その点はよろしいでしょうか。

○佐藤会長 それは自由討議のとき、こういう趣旨でこれもということがあれば。

○納米委員 承知いたしました。

それでは、1番目の内閣府からの御説明について、少し質問と意見を述べさせていただきます。

これは、男女共同参画会議のときにも申し上げましたが、第7分野だと思うのですが、分野名を女性に対するというままにするのか、もしくは、ジェンダーに基づくというように名称を変えるのかといったことについて、どう考えていらっしゃるのかを聞かせていただきたいというのが1点です。

2点目といたしましては、主にDVへの対策について質問させていただきたいと思います。

今回の資料については、被害経験の経年変化が示されておられません。ですので、自分で調べたのですけれども、3年ごとに調査をしていらっしゃるのですが、DVの被害を経験したと回答していらっしゃる割合は減少していったということがわかりました。

また、命の危険を感じた経験があると回答された方が1割程度いるということもわかりました。

ここで指摘したいことが2つございます。一つは、問題の規模です。命に危険を感じた経験があると回答した人が1割と申すと、ざっと計算すると日本では1000万人ぐらいの方が命の危険を感じた経験があるということになります。

現在の枠組みでは、相談から一時保護、自立支援へというフローですけれども、このフローのままで、この規模の問題には対処し切れないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

もう一つの問題が、経験率が減っていないということで、根本解決していかないということです。今回の計画での指標のとり方を見ますと、身近に相談できる窓口をたくさんつくり、その窓口の周知度を上げていくことによって解決してこうという方向で取り組んできたと思うのですが、その方向をやったが、被害の経験率が減っていない。これは別の方向を考えなければいけないのではないのでしょうか。

また、次の計画では、被害を経験したことがあると回答する人の割合を減らすこと自体を目標に掲げるべきなのではないかと思えます。

以上です。

○佐藤会長 分野の名前等は最終的に議論していくことになると思うので、何か事務局からあれば良いですけれども、結局議論して、これまでと全く同じようにやるということを想定しているわけではないので、5次でまたつくり変えることがあるので、そのときでも良いですか。

御質問として伺っておけば良いですか。

それでは、小山内さん。

○小山内委員 小山内でございます。

まず、防災に関してでございます。先ほどの説明で、防災会議の委員に占める女性の割合について御説明がありました。その中で、県のほうで広島が非常に少ない数字となっております。

広島は、数年前にも土砂災害などがありまして多大な被害があったわけですが、それにもかかわらず少ないというのはどうしてか。その辺は内閣府のほうで把握していらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、この数字なのですけれども、県は15.7%、先ほどの説明では、市町村で8.4%という数字でした。しかし、これをもう少し細かく見ますと、市及び区は10.4%に対しまして、町村は5.5%と非常に格差があると私は感じております。

先ほどの説明で、首長さんのトップダウンで女性を委員に入れているケースもあるというお話もありましたが、町村の場合は、特にその職員のマンパワーが非常に少ない町村が大変多くて、例えば審議会条例の改正作業に取り組むことができない地方自治体も多いのではないかと考えています。

そういう中で、県と市区に関してはある程度、レベルアップしているにもかかわらず、災害があったときに、一番脆弱である町村においてなかなか取組がなされないということは、非常に大きな課題ではないかと考えています。

そういったことから、町村の数字を上げていくことについて、今後ということになるかと思いますが、内閣府としてどのようにお考えかということをお伺いしたいです。

それと同じようなことで、男女共同参画計画の策定率についても同じことが言えるのではないかと思います。県は100%だと思いますが、市と区が97.2%に対しまして、町村が58.7%というふうに、こちらも非常に格差があります。

しかも、町村の58.7%の中身を見ていくと、私は青森県なので、青森県の話をお話させていただきますと、担当者が男女共同参画に対する理解が非常に希薄な状況にあります。それは専門的な従事部署がなく、担当者1人という非常に劣悪な環境の中で取り組んでいるわけで、致し方ないという部分もあるかと思いますが、やはりこの辺の底上げをしていかないと、全体的な男女共同参画の理解にはつながらないのではないかと考えております。

これは後の話になるかもしれませんが、第5次計画の中では、そういった部分についても強化して、実質的な成果につながるような基本計画にしていきたいと考えております。

○佐藤会長 進め方についてですが、質問を出していただいて、ある程度まとめてお答え

いただくようにしたいと思います。先ほどの納米さんの質問でも、アンケート調査も、被害経験を身体的暴力、心理的攻撃、経済的圧迫の全部をまとめて聞いてしまっているのだけれども、分けたものがあるかどうか、中身の変化ももしあれば後でお願いします。

ほかに御質問があれば。

白河委員、どうぞ。

○白河委員 相模女子大客員教授の白河です。

先ほどの女性に対しての暴力のところに、職場のセクシャルハラスメント、特にメディアの事案などが入ってありました。メディア分野における女性の参画拡大は重点方針でも入ってありました。しかし、今年も女性比率を民放労連が調査したところ、在京7局の調査では、去年とかわらず、現場の女性責任者比率はゼロのままだったのです。このままでは、何をニュースとして価値を認めるか、何を番組の中でおもしろいとするか、何が良い表現なのかということを決めるのがやはり男性、現場の責任者は男性ということになってしまいます。この分野に関して、もっと進捗するためにはどうしたら良いのかということをお聞かせ願いたい。

もう一つ、メディアということで、2003年に男女局が公共広報における表現のガイドラインを出しているのです。こんな良いガイドラインがあるにもかかわらず、昨今様々な公共広告や都道府県の出す少子化や観光などに対してのパンフレットや動画なども相変わらず炎上してしまう。ガイドラインを作るのは良いのですが、ガイドラインがどのように周知徹底され、使われているのか。それから、こういったガイドラインについても、ジェンダーという意味では刷新したほうが良いのかなと思っています。

例えば足りない事項としてはLGBTの方への表現の差別などもあります。こういった良いガイドラインがせっかくありますので、アップデートや、もっと周知徹底してもらうことをどう考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいです。

○佐藤会長 あとお二方ぐらい伺えると思います。

○辻村委員 辻村みよ子です。よろしく申し上げます。

外務省のご報告に関して質問させていただきます。提示していただきました資料5-3の中の個人通報制度なのですけれども、通しページ5ページの表を見ますと、113カ国が個人通報制度を受け入れているのに、日本はそれに入っていない。ここに列挙されている12カ国だけを見ましても、ほとんどが個人通報制度に入っているのに日本が入っていないということ。年とともに受け入れ国数が増えておりますけれども、日本は本当に何十年も前から同じ回答書で通ってきているのです。以前のヒアリングでも申しましたけれども、説明が非常に不十分で、説明責任を十分果たしていると言えないのではないかと考えておりますので、もっと具体的に説明していただく必要があると思います。

それと同時に、4次計との関係では、第4次基本計画の第12分野の1項のイの①、計画の110ページには、この問題、選択議定書については早期締結について真剣に検討を進めると書いてありまして、早期という言葉が、実は、入っております。

今回はそれに言及されなかったのですが、一昨日までにメール添付で送られてきていた資料には、資料の形式は今日お配りくださった17ページと同じような評価等についてという文書なのですけれども、ここにはきちんと明示がありまして、今後の方向性のところに、「早期という文言を削除すべき」と書いてあります。ですから、これは必ず質問しておかなければならないと思っていたのですが、今日その文書が配付されていません。それは、文書は存在するけれども、今日報告しなかったということでしょうか。要するに、「早期という文言を今後削除する」ということは、はっきり言って実現しない可能性が大きいと考えて、今後は外そうと考えていらっしゃると思うと、これは大問題だと思いますので、そのあたりの御事情を少しでも教えていただければありがたいと思います。

○佐藤会長 あとお一方ぐらい、どちらの分野でもあれば、まとめてお答えいただくので、よろしいですか。

では、とりあえず、今、出た中で、御意見と御質問が両方入っていると思うので、御意見については伺っておくだけで、今、レスポンスできないということがあっても良いと思うのですけれども、御質問は、答えられる範囲内ということ。

では、内閣府のほうから、お願いします。

○吉田暴力対策推進室長 納米先生から、女性に対する暴力に関して幾つか御質問をいただきました。

「ジェンダーに基づく暴力」というのは、これは、国際的にもジェンダー・ベースト・バイオレンスという言葉が使われたり、バイオレンス・アゲインスト・ウィミンという言葉が引き続き使われたりと、様々な例がありますけれども、例えば、日本語に直したときに、確かに国際的には「ジェンダーに基づく」というような言葉が使われますけれども、ジェンダーという言葉が日本にどこまでなじむのかですとか、言い換えれば、ジェンダーあるいはジェンダーに基づくとは何なのかというのが、皆さんの間で、どこまで理解されるのかという課題もあります。また、確かに、実際の現場では、女性に対する暴力だけではなく、男性に対する暴力ですとか、あるいはLGBTの方が暴力の対象になったときに様々な配慮が必要であるという課題も抱えておりますけれども、今の状況を考えますと、女性に対する暴力というのは、日本の中に、まだ構造的に根づいた問題として、家庭の中での女性に対する位置づけですとか、性的対象として見るとか、そうしたことを含めて、やはり、まだまだ女性に対する暴力という課題も大きいと思っておりますので、そうしたことも含めて、また、議論をいただければと思っております。

2点目のDVの調査についてですけれども、平成29年度に「男女間における暴力に関する調査」を行いまして、これは、最新の調査になっておりますけれども、その中でも、被害経験の有無の中で、例えば、この1年間で受けたものが、身体的暴行なのか、心理的攻撃なのか、経済的圧迫なのか、性的強要なのか、そうしたことを分類して調査も行っております。

また、命の危険を感じた経験についても項目が設けられておりまして被害を受けた方の

うちの1割程度が命の危険を感じたとなつていますので、必ずしも1000万人ではないという事を御留意いただければと思います。

また、こうした命に危険を感じた場合というのは、当然、警察に行ったりですとか、もしくは婦人相談所、あるいは配偶者暴力相談支援センターに相談があった場合には、まず、相談からではなくて、直ちに来ていただいて、警察からすぐ注意をしたり、あるいは酷いものであれば、逮捕に踏み切ったりですとか、あとは、シェルターにすぐに入っていくような手続をしたりですとか、そうした様々な段階の支援がなされることとなります。相談がないと、次の保護に進めませんというのではなくて、速やかに来ていただいて対処するという対応も行われてございます。

あと、窓口の周知も大事だけれども、予防にもっと力を入れるべきではないかというのが先ほどの御意見の御趣旨だと思いますけれども、確かに、被害が起こってから支援ですとか、加害の防止とか、加害者に対する事後的な処罰というのも大事ですけれども、予防の重要性というのもございますので、そうしたことも、今後、また、どういうことが必要かというのを、さらに御議論を深めていただくことが大事だと思っております。

ありがとうございます。

○栗田総務課長 男女共同参画局総務課のほうから、小山内先生からいただきました、御意見に関する部分につきましては、この後の計画策定の議論の中でということで、事実関係としてお答えできる部分、今日、この場でお答えをさせていただきたいと思っております。

都道府県防災会議の委員に占める女性の割合ということで、広島県が、周囲の県に、結構高い県があるのに、非常に低い割合であるということに問題意識をお持ちでおられるということで、私も全く同感でございまして、ちょっと確認をしておるところなのですが、女性比率の低い原因について、理由について把握できているものというのは、現時点でございませぬ。

ということですので、先ほども御説明申し上げましたとおり、今年度末目途で、防災復興に関する取組指針を改定すべく検討するための検討会を、今、開催中でございますので、そちらの議論の中で、聞き取れる部分は聞き取って反映していきたいと思っております。

また、比率が結構高い県というのもございますので、そういった良い事例、トップダウンでやっているようなところもあると漏れ聞いているところもありますけれども、そういった良い事例の展開というものも、他の都道府県にも、広島県を含めた、他の低い比率の都道府県にも共有して、取組の加速を促していきたいと思っております。

以上です。

○佐藤会長 内閣府は、それで良い。

それでは、外務省から、お願いします。

○外務省 辻村先生から、個人通報制度について御質問をいただきました。

まず、メールで添付されていたというのは、今日、こちらの大きなファイルの中に、個票というのが、だっととじてあると思っておりますけれども、そこにはメールに添付されたもの

が、そのまま入っていると思いますので、それが、今日の資料に変わったということではなくて、今日の資料は、個票をそのまま使うのが、少し説明がしづらかったので、他の概要資料に変えて説明させていただいたということでございます。

個票はそれぞれそのまま、外務省の部分だけではなくて、全ての分野に共通だと思いませんけれども、生きているという理解でございます。

○辻村委員 「早期を削除すべき」という文書は、あるわけですね。

○外務省 政府の現状の立場について、本日、配付した資料に書かせていただきましたけれども、現在は、締結について、政府として真剣に検討を進めているところというのが政府の立場ですので、早期締結に向けというふうに書くのは、外務省としては厳しいではないだろうかということを個票に記載させていただいております。

ただ、先生の間で、話される内容でもありますので、今後また御説明あるいは御意見を賜りながら考えていきたいと思っております。

○辻村委員 外務省としては、早期を外したほうが良いのではないかと。

○外務省 それが、今の外務省の現状認識でございます。

○辻村委員 わかりました。

○佐藤会長 そこは意見として、我々は、それを踏まえてどう議論するか。

よろしいですか、あと少し、では、どうぞ。

○納米委員 御回答ありがとうございました。

私が経年変化ということで質問を申し上げたかったのは、平成23、26、29と同じフレームで調査をされているので、暴力被害の経験率がどう違うのか、その中で、命の危険があるという回答の割合が、どう変化しているのか、ちょっと自分で調べてみたのです。

そうしますと、女性の場合ですと、何度も経験したという割合が、23年は10.6%、26年が9.7%、そして、29年に13.8%で逆に増えていました。

また、命に危険があると回答した方も、11.9%、9.2%、10.9%という形で減少していない。これは、これまでのやり方に、どこか問題があるのではないかとすることを指摘したかったということが1点です。

それから、1000万人というのは、済みません、私の計算違いで間違えました。けれども、計算し直してみても、やはり18万くらいの方が命の危険があるという経験人口だと思うのです。その方々全てをシェルタリングという方向での対応は難しいのではないのでしょうか。

それから、相談から保護へということが、ニーズに合っていないのではないかとするのは、婦人相談所への保護率が減っています。

また、警察への相談と、配暴センターへの相談、両方とも増加していますが、警察への相談については、ここにあるデータですと、5.5倍ぐらいに増えているのですが、配暴センターへの相談は3.2倍ということなのです。

何で、このふえ方が違うのだろうかということで疑問があったのです。何かニーズに合っ

ていないのではないかと考えました。

○佐藤会長 このデータ分析は、結構難しく、私はわからないけれども、これは過去3年のというのではないのでしょうか、これまでになのね、質問は、だから、時系列を書くのは結構難しいかもしれない。過去3年と聞いているのが減ってくるとかだと良いのだけれども、これまでと聞いてしまっているのが、結構難しいかなという気がします。

○吉田暴力対策推進室長 そうしたことも含めて、データを整理した上で、分析していきたいと思います。

○佐藤会長 よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。

まだまだ御意見、御質問はあるかと思いますが、一応、今日の部分、また後で、次回も含めて、今日言い残したところがあれば、出していただけますので、質疑は、ここまでにさせていただきますと思います。

続きまして、議事次第の7番目に移らせていただければと思います。

第5次男女共同参画基本計画に向けての自由討議をしたいと思います。

とりあえず、何でも自由というのは、一応、こういうようなことを、事務局に論点の例ということで出させていただいています。最後のものですかね、これでなければいけないという意味ではないのですけれども、何もないとあれなので、特色というのは変ですけれども、特に第5次で、これまでを踏まえて、あと、先も考えてですね、これから、こういうことも起きるのではないかと、先を考えながら、この辺を重視したら良いか、そういう話です。

あとは、これまでやってきたのだけれども、実は、やはり進捗が十分ではなかったもので、繰り返し、またやらなければいけないということもあると思います。

そういうことや、あとは、最初の特色というか、特に何を大事にしていくか、それを考えるのには、どういう視点とか課題を考えたほうが良いか、これは1つの例ですけれども、これから検討するために、少し大きな論点を出して、細かかったらいけないというわけではないですけれども、出していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

どなたからでも、では、小西委員が、まだ言われていないので、小西委員から、次に白河委員。

○小西委員 女性に対する暴力に関する専門調査会のほうの会長をしております、小西です。

暴力に関して、基本的に思っていることを申し上げたいと思うのですが、DVのほうは、制度ができてから20年ぐらいたって、納米委員が言われたように、これまでのモデルというのが、相談を受けて、とにかく危ないところから別のところへ逃げるといった点に限ったモデルなのですから、やはり、そこから少し考え直すべきではないかと思えます。

「切れ目なく総合的」とありましたけれども、例えばこの法改正の行われたDVと児童虐

待の関連ということに関しても、やはり、早期からやっていかなければいけない。

それから、私は、精神科医として、実際に具合の悪い方を診るのですけれども、やはり、経済的な問題とか、逃げた後の身体的、精神的な具合の悪さとか、それが足を引っ張っているといます。そういう意味では、もっと連続的に見るべきだというのが、1つ思います。

それから、性暴力に関しては、目標より早く、ワンストップセンターが全都道府県にできたのは、めでたいことなのですけれども、まだ、実態が伴っていない県があって、非常に格差が大きいです。まだ動いていないと言っても良いようなところもあります。

そういう意味では、均てん化を図ることが性暴力のほうは、1つ大きな課題としてあると思います。

もう一つは、子供に対する被害ですね。ちゃんと動いているセンターに聞くと、子供と若い人の被害というのは非常に多い、全国で言われています。

済みません、余り長くしゃべってはいけません。

JKビジネスと、AVに関しては、今までやられていますけれども、もう少し子供に関する被害に関して、総合的な施策を持たないと、きのうもSNSの被害による性被害のことがニュースで出ていますけれども、いけないと思っております。

長くしゃべりまして、済みません。

○佐藤会長 今日、全員に御意見を伺うほうが良いと思うので、そうすると、山田委員も途中だということで、こちらから行こうと思います。

それで、今、少し数えたら、3分ぐらいで、もちろん余れば、2周目が来ますので、とりあえず、横田委員のほうからずっと行くという形で、済みません、小西委員は会長代理ということで先にということでした。

では、お願いします。

○横田委員 コラボラボの横田でございます。

日常的には、女性の起業支援等をやらせていただいております。

私からは、大きく3点です。

1つは、新しい働き方。シェアリングエコノミー、副業促進、雇用類似の議論が生まれつつあります。これを機に社会保障制度と関連する、個人事業主など、制度から漏れていた対象も今後、新しい働き方をする方々が増えていく中で、もう一度、正規、非正規という枠組みだけでなく、きちんと労働市場というのをゼロから見直して、漏れている存在をなくしていくということをきちんとすくい上げるべきなのではないかと思っているのが1点目でございます。

2つ目は、起業分野についてです。

女性の起業が年間で男女比3割は達したような形で記されていて、ここ数年行われてきた経済産業省の女性起業家支援ネットワークというもの、少し一服感があるようですが、今回、G7のW20の中で、女性の起業分野、世界的潮流の中で言うと、女性の起業分野をフォ

ローアップしていくというのがある中で、第5次から温度感が、少し後退してしまうのを、私のほうでは懸念しております。世界的な流れ、本当に今までやったことが定着しているのかも踏まえた上で、次に何をやっていくべきかというのは、ぜひ一緒に議論したい点です。

3つ目、地方議会についてです。

今年の春の統一地方選で無投票の地域も多くなっていて、地方議会で多様ななり手が必要とされ、比較的議論が活発化しているところです。地方議会で女性の担う役割は大きな面もあるので、どう参画しやすくするかというのは、ちょうど、これから議論を加速させる良いタイミングなのではないかと思っています。

以上でございます。

○佐藤会長 簡単に自己紹介を一言。他の違う分科会の人もいるので。

○横田委員 女性の起業家オタクをして15年目でございます。

最近、総務省で地方制度調査会などにも参加していて、自治体の今後のあり方とか、ちょうど議会のあり方を議論しているところなので、そういった点で論点を挙げさせていただきました。

以上です。

○佐藤会長 では、次に山田委員、お願いします。

○山田委員 中央大学教授の山田昌弘と申します。

家族社会学を専門にしております。

男女共同参画局には、結構長くて、多分、もう十数年何らかの委員を務めさせていただいております。

大ざっぱに3つの点について、取り上げていただければと。

(橋本大臣入室)

○山田委員 まだ、大丈夫ですか。

○佐藤会長 山田委員が終わってから。

○山田委員 申しわけありません、途中で、まず、第1点でございますが、女性の活躍といった場合、やはり、大きく光が当たるのは、大卒で、大都市に住んでいて、大企業や公務員である人に焦点が当たりがちなのですけれども、大卒ではない人とか、地方に住んでいる人とか、さらには中小企業に勤めている人や非正規の方、自営の方、そういうところは、多分、相当遅れていると思いますので、そういう人たちをエンパワーメントできるような政策をお願いしたいというのが第1点でございます。

私は、実は、都道府県レベル、市区町村レベル、国レベルと、3つの男女共同参画の委員を引き受けておまして、やはり、市区町村レベルに出てくる委員から、もう男女共同参画などと言ったって誰も知らないのよ、みたいな話をよく聞きますので、そういうことをお願いしたいというのが1つです。

第2点は、やはり、女性問題と言いながら、それは男性問題でもあるということです。

この統計の中にも、今まで女性がいなかった分野に男性が多く参加するといったようなものは多く出ているのですけれども、逆に、今まで女性がほとんどだった分野への男性の進出というのが、むしろ遅れているような気がします。

家庭の中での育児とか、育児休業とかはあるのですけれども、例えば、幼稚園の教師とか、フライトアテンダントとか、介護の現場、3分なので、もう時間をオーバーなのですけれども、例えば、今度、外国人介護人材が来ますけれども、この前、ある学会でシンポジウムがあったら、欧米やアジアの国々では、男性介護士、看護師がいるのだけれども、何で日本に来ないのと専門家に質問をしたら、日本は女性しか受け入れてくれないものと思って、女性しか送り出さないのだという話なので、介護やサービスは女性がするものだという固定概念を強化しているのではないかと懸念しております。そういう統計、エンパワメントも必要だと思っています。

最後は、LGBTの問題で、やはり、これもいろんな機会をもってLGBTは、一体、国のどこが管轄するのだということを言い続けているのですけれども、もし、ここでやっていただけるのでしたら、いわゆる性差別の一環としてLGBTが生きやすい社会というところを、1つ、こちらで推進していけたらと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○佐藤会長 大臣が到着されましたので、それでは、橋本男女共同参画担当大臣から、御挨拶をいただければと思います。

大臣、よろしくお願いいたします。

○橋本大臣 改めまして、皆様、こんにちは。

男女共同参画を担当する内閣府特命大臣、そして、女性活躍担当大臣の橋本聖子でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりをいただき、まことにありがとうございます。

佐藤会長を初め、皆様には、この委員を引き受けていただきまして、男女共同参画の推進に向けて、日ごろより大変な御理解と御協力をいただいておりますことを、改めて感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

現在、我が国では、第4次男女共同参画基本計画も踏まえて、政府、地方自治体、民間企業、そして、NPO等の関係団体を初め、多くの皆様が力を合わせて、様々な取り組みが進められているところであります。

これによりまして、民間企業等における女性の管理職割合の上昇あるいは男性の育児休業取得率の上昇、そして、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの整備の推進や、男女共同参画の推進、女性の活躍に関して、ある程度、一定の前進が見られてきているというところであります。

その一方で、政策・方針決定過程における女性の割合というのは、諸外国に比べまして、まだまだ低い水準にありますし、また、長時間労働など、仕事と育児の両立が困難な状況

というのが、依然として続いているところであります。

また、許しがたい人権侵害である女性に対する暴力も根絶されたとは言いがたい状況にありまして、依然として女性が抱える様々な問題が残されているところであります。

このような状況のもとに、先日の11月12日、男女共同参画会議におきまして、安倍総理から、第5次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方について諮問がありまして、それを踏まえて、次期計画に向けた議論等を行うため、本専門調査会が開催されることになりました。

第5次男女共同参画基本計画は、令和になって初めての計画となります。

現行の第4次計画において、進捗が十分でなかった事項、そして、次期計画で、より一層力を入れていくべき事項、そして、将来を見据えて、新たに盛り込むべき事項など、様々な論点があるかと存じますが、委員の先生方の豊富な経験、そして、御知見を頂戴いたしまして、基本計画のための基本的な考えを御議論いただきたいと思っております。

本日は、私も、この意見をしっかりと拝聴させていただきたいと思えます。ぜひ、忌憚のない、闊達な御意見をいただきたいと思えますので、どうぞ、よろしく願い申し上げます。

今日は、本当にありがとうございます。

○佐藤会長 大臣、どうもありがとうございました。

この後、続けていただきますが、大臣は最後まで出ていただけるということです。ただ、延びてしまうと、予定があると退席せざるを得なくなるかもしれませんので、そういう意味では、先ほどより厳し目に、2分40秒ぐらいずつで、大臣に聞いていただくということです。

では、堀江さん、よろしく申し上げます。

○堀江委員 スリールの堀江と申します。

9年前から人材育成の会社を行っておりまして、大学生のライフキャリア教育から企業向けの女性活躍の研修や、ダイバーシティ・マネジメントの管理職向けの研修など、幅広く行っております。

そこで、今回、お伝えさせていただきたい点は3点になるのですが、1点目というのが、今回も男女共同参画の成果目標というところの動向などを出していただいているかと思えます。これと施策をひもづけるということ、より強化していただきたいと感じております。

この指標というのが、要は、どの施策をやることによって上げていこうとされているのかというところが、もう少し明確になっていくことによって、どれだけ進んでいくのかというのが、見える化するの、そこに関しては、より指標化というところを評価していくということが必要かなと思っております。

2つ目が、やはり、国際ジェンダー・ギャップ指数がかなり低いところが一番の問題になっていると思えます。

その上で、教育の点、あとは復職時の女性の継続というところと、マネージャー向けというところの、この3点の強化というのをやっていただくというところが、すごく大事ななと思っております。

今回、教育の中に、ジェンダー・ギャップというところの固定観念をなくすような教育をというところが初めて出たのですけれども、その継続を行っていかないと、20代の性別役割分担意識の固定観念は、実は70代、60代に次いで、3番目に高いというところがございまして、教育の部分というのをやり続けないと、結局、解消には至らないというところ。

あと、まだまだ出産をした後に、やめてしまう方は、約50%いるという中で、まだまだ中小企業の方々が、復職時の研修など、必須にはできていないという状況がありますので、ここを必ずやっていくというところと、漏れているところとしては、マネージャー向けの研修というところが、まだまだ指標としてないところがございます。研修をやりましょうはあるけれども、意識がどう変わったかというところの指標は、ここの中にもないというところがございますので、その3点、教育と復職、あと、マネージャーというところを強化していただきたいと思っています。

3つ目のところに関しては、今後というところで、やはり、今後の流れとして、副業・兼業が、かなり増えてくると思います。

そういった意味でも、チームマネジメントの上で、マネージャー向けの研修だったりとか、保育園の入りやすさだったりとか、そういった部分というのは、いろいろと問題が、また、加速化するかなと思いますので、そこは検討していくところかなと思っております。

以上になります。

○佐藤会長 では、原委員、お願いします。

○原委員 佐賀県DV総合対策センターで所長をしております、原と申します。

暴力専門調査会のほうに10年以上所属しております。

私のほうからは、恐らくDV対策そのものが、1つの転換期を迎えようとしているのではないかと考えています。

納米委員からの御指摘にもあるように、相談体制の整備であるとか、もしくは被害者の数もそうですが、大きく何かが変わって、DV対策が進んだという実感が、現場ではなかなか感じられないところがあります。

その体制整備や、例えば、これまでよく使われていた言葉として、連携促進などの言葉もありますが、そこで言うと、児童虐待分野との連携が、今後、視野に入ってくる中で、配暴センター側の職員も、より専門化していく必要があるのではないかと考えています。

そういう意味では、何らかの法律の背景、例えば、DV法の改正であるとか、もしくは有資格者が何人か相談員の中に入って、それを人件費としてきちんと手当ができるようになっていかないと、例えば、地域間格差もかなり大きくDV対策が進んでいるところと、そうではないところが、実際にあるということ踏まえて、取り組んでいかないといけないだ

ろうということです。

それで、DV対策は、DV加害者から別れるだけではなく、子供やお母さんも含めた中長期支援をどのように、地域、現場で行っていくのか。また、これが、今後の加害者更生プログラムとの絡みが、もし、出てくるのであれば、そこのバランスも、やはり難しいものになってくるのではないかと思います。

あとは、ぜひ予防教育をもっと広げていきたいと思っておりますので、これらの取り組みが今度の計画で、より具体化していくということをととても強く願っております。

以上です。

○佐藤会長 では、納米委員、お願いいたします。

○納米委員 短く申し上げるよういたします。

文部科学省からもぜひヒアリングをお願いしたいと思えます。

特に、第6分野のリプロダクティブ・ヘルス/ライツのことにに関して、性教育をどうしていくのかということが、今では不十分なのではないか。

それは、将来的な暴力の問題にもつながってくると思えますので、第5次では、もっと強化していかなければいけないのではないかと考えます。

○佐藤会長 では、徳倉委員、お願いします。

○徳倉委員 NPO法人ファザーリング・ジャパンの徳倉でございます。

ファンディング・ジャパンは、お父さんの目線で、男性の育児休業や、また、働き方の分野で、ただいまイクボス等の活動を行っております。

私からは、大きなタイトルで、分野でいくと、第1分野、第3分野に関わると思いますが、やはり、4次期から5次期の5年間、6年、7年の変化でいきますと、生活のあり方の変化、1つ家族あり方が非常に変わってきていると。

結婚をされる方、当然、されない方、四国ですと、例えば、私は香川県に普段住んでいますが、高知県は、男性の生涯未婚率なども非常に高いエリアでの、やはり生活のスタイルの仕方、働くスタイルの変化というものを、次の5次計の中に、どういうふうに組み入れながら議論をするか、どの指標を使うのかというのは、非常に大事なポイントになってくるかなと思っております。

そういう中でいきますと、当然、結婚をしている、していない、また、結婚をされていても、お子さんが、いる、いらっしやらないということは当然あるのですけれども、一つ一つ見ていくと細かいので、代表的なものを挙げていきますが、例えば、男性の育児時間、家事時間、ここには、生活基本調査のデータなので、介護も含まれるのですが、6歳以下の子供がいる世帯だけと一応限定されている状況があります。

しかしながら、今後を考えていくと、少子化の中で、子供世代がどんどん減っていくということを考えていくと、介護を担っている世代の中で、先ほど、他の先生からの御意見もありましたけれども、介護は、男性は担わなくて良いのかとか、文面からいくと、7歳から上は別に良いのかという議論にもなってまいりますので、やはり、こういう指標の出

し方というものを、今の時代の働き方とか、生活のあり方に即したデータの出し方、また、その指標に対する、先ほど、堀江さんのほうからありました、施策をどうぶつけていくのかというところまで、5次計の中では突っ込んでいければ良いかなと思います。

あと、家族のあり方でいくと、やはり、一人親というところの部分の文言は非常に少なく、やはり、一人親は、家事、育児、介護を全て担いながら働くというところになりますので、そういう部分での家事、育児、介護の時間がどのくらいあるのかというのを出していくことがとても大事なかなと考えます。

以上であります。

○佐藤会長 では、辻村委員、お願いします。

○辻村委員 明治大学法科大学院で、ジェンダー法学、その他を教えております。弁護士でもあります。よろしくお願いします。

私も、2005年の第2次計画ぐらいからかかわっておりまして、もう卒業、卒業と言いながら、なかなか卒業できない状態です。

2003年に202030と方針をつくったのです。2003年だったので、あと17年あれば、指導的地位女性30%という目標は達成できるだろうと、当時は本当に思っていたのです。

ですけれども、いわゆるバックラッシュというのを御存じだと思いますが、2005年の第2次計画のときには、バックラッシュの影響で、計画の中に片仮名を1つも使ってはいけないとか、そういう議論がされて、ジェンダーという言葉や、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉が切られるということがありました。

第3次のときは政権交代があったわけですが、ポジティブ・アクションを非常に重視して、大項目にもってきたのですが、第4次では少しそこからトーンダウンしたかなという感じしております。第5次をどうするのか、202030をどうするのですか、ということですね。

その中で、やはり、ポジティブ・アクションの検証というのが、非常に大事だろうと思います。

そのままいくと、目標達成まであと50年ぐらいかかるような分野がいっぱいあるのです。ですから、やはり、上昇のカーブを上げるためには、ポジティブ・アクションが必要です。次に第2の論点としては、特に政治分野ですね。これは国際的指標を見ても、参画会議でも申しましたけれども、100点満点で経済分野が59点で、政治分野は一桁の8点です。

これは、やはり、国際レベルに少しでも近づくために、政治分野で、何ができるのか、これまでは政党任せだったのですが、やはり、国がやれることもたくさんありますし、与党がやらなければいけないこともたくさんありますので、これは、他の国を見習えばできることですので、頑張りたいと思います。

それから、第3、第4次計の後、刑法も改正されましたし、民法改正問題も残っていますが、特に刑法などは、2017年の後、3年後見直しというのが、もう近づいておりますので、そういった立法府を方向づけできるような計画を、こちらで出していかなければいけ

ないのではないかと考えております。

よろしく願いいたします。

○佐藤会長 では、種部委員、お願いします。

○種部委員 富山県の女性クリニックで産婦人科医をしております、種部といたします。

私は、女性に対する暴力のほうの委員と、重点方針のほうと両方させていただいております。

幾つかあるのですけれども、現場の話を申し上げますと、まず、性暴力について、先ほど小西委員がおっしゃっていたように、ワンストップセンターができたのは良いのですけれども、最終的に性犯罪として加害者を罰するというところに達していないというところは、せっかく法律ができて運用の問題、捜査の段階などに様々な問題があるからです。

ですから、この取り組みは、引き続き、重点としておいていただきたいと思います。

もう一つは、先ほども幾つかお話が出ていますけれども、DVと虐待はセット、そして、暴力の背景に貧困の問題がある、ということで、現在分野が分かれている、第7分野と第8分野は、同じものを違う切り口で見ているだけだと思います。カテゴリーを分けておくと、児童相談所と婦人相談所が連携をとれといっても、地方レベルでは、なかなか上手くいきません。枠組みとして、DV、虐待、それから、加害者更生は、内閣府だけでなく担当省庁がそれぞれ違うわけですけれども、そこを横ぐしを刺せるようなものにするのが、この会の役割だと思っていますので、ぜひ、そういう形で枠組みの見直しを盛り込んでいただきたいと思います。

まずは第7分野にとっては8分野が一緒。産婦人科医ですので、女性の健康問題を診てきましたけれども、それは、働くということとセットなので、第6分野の女性の健康は、第3分の女性の活躍とセットにさせていただかないと、推進力が生まれないと思っています。

もう一つ、今日、外務省さんが、まだ残っていらっしゃるのです。女性差別撤廃委員会のフォローアップの委員もさせていただいていたのですけれども、積み残した課題がいっぱいあり、国民も全然わかっていないと思います。

例えば、性犯罪がなかなか有罪判決に至らないという理由の1つに、暴行脅迫要件があります。暴行脅迫を、けがを持って証明できないと、強制性交等罪にならないのです。この点については、国際的に、指摘を受けているわけですから、これを見える形にしていくということで、積み残しをぜひ明らかに。

現場で被害者支援をやってきて、余りにも上手くいかないもので、私は、4月の統一地方選挙で地方議会議員になりました。富山県議会議員をやっておりますが、先ほど、横田さんからおっしゃっていましたが、せっかく国で良い政策をつくっていただいて、交付金をおろしていただいても、地方でやらなければ、何の変化も起きません。これが、地方で男女共同参画が進まない一番の大きな理由だと思っています。

政治分野は、次回に多分ヒアリングがあるので、また、そこで詳しくと思うのですけれども、例えば、議員になりますと、育休の規定も何もございません。休んだ場合の給与は

どうするのかなど、国会でも問題になっていると思うのですけれども、地方に至っては、それ以前のレベルでございまして、そのあたりについて、制度的な問題、あるいは国会が上手くいけば、恐らく地方はまねをしようと思うのですけれども、そちらのほうを、ぜひ大臣が中心になってやっていただければ、というところです。

あと、選挙のときのハラスメントの問題を見える化していただきたいと思っています。以上でございます。

○佐藤会長 では、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 高橋でございます。

私は、昨年4月に明星大学から麗澤大学大学院に移りまして、臨床教育学と道德教育について教えていますが、モラロジー研究所の教授もしており、モラルサイエンスに基づく新たな道德教育学の樹立を目指して研究しております。

もう一つの研究は歴史研究で、『歴史認識問題研究』という研究誌を年に2回出しております。西岡力氏と歴史認識問題研究会をつくり、最新号は第5号で、「国連は反日運動にいかん利用されてきたか？」という特集で、私は基調論文を書いております。2つのことを申し上げたいと思います。

1点は、最近、SNSに関連した犯罪のことがいろいろ出てまいりまして、先ほど、予防という話も出ましたが、虐待防止のための予防教育に本格的に取り組む必要がある。虐待が増えている最大の理由は、明らかに面前DVという心理的虐待ですから、男女間の関係性が変わらない限り、絶えず新たなDVと虐待を生むのです。その連鎖を断ち切るためには、根本的に教育を変えていかないと解決にならないと思っております。

ですから、文部科学省からのヒアリングも、この虐待予防に関連して、是非やりたいと思います。

2点目でございますが、国連への対応でございます。

9月に中国に北大の教授が拘束されたという深刻な事態がございました。

私もかつて、中国の社会科学院に行ったことがあるので、人ごとではないのですが、ユネスコで「世界の記憶」に登録申請された慰安婦問題では、対話勧告を、ユネスコから日本は受けているわけです。

その一番のポイントは、実は米軍の日本兵捕虜尋問報告の第一次資料をめぐる解釈が、いわば左と右で対立しているわけです。

その一番の核心に触れる問題提起本が、『反日種族主義』という本で、これは韓国では、3カ月で13万部売れて、日本では、今、50万部にいく勢いで売られています。私は全部読みましたが、例えば、朝鮮人の慰安婦は約3,600人だと書いてあります。韓国の学者6人が、そのことを書いているのですけれども、これが、今、国連を舞台に彼らは国際発信に参戦しつつあります。今年、著者の1人が、国連でそのことを発表しました。

恐らく他のメンバーも、今後、人権規約委員会、来年度開催ですね。ここに出ていくだろうと思います。

もう一つの動きは、子供連れ去り問題について、フランス大統領やイタリア首相から安倍総理に要望されたそうなのですが、この複数の関係者が、人権規約委員会で意見書を出そうという動きをしております。

ということは、この二つの問題は、国連で大激論になると思われれます。日本の日弁連等も意見書を準備をしていますから、日本人同士で、そのことについて大激論になるわけなのですが、そういうことについて、きちんと対応していかないと、大変混乱すると思います。国連の女性の人権をめぐる問題に韓国の学者が参戦してきているということと、子供を連れ去られた親たちが、意見書を提出する動きをとっているという新たな事態に、国及び男女共同参画会議で対応について議論する必要があると思います。アメリカが国連人権理事会から脱退した背景を踏まえて、国連の対日勧告への対応の在り方について根本的に再検討する必要があります。

○佐藤会長 では、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 大和総研で、政策の調査をしております鈴木準と申します。

日ごろは、経済、これは働き方改革を含みますが、その調査のほか、財政や社会保障の調査、また、金融資本市場、これにはESG投資なども含まれますが、そういったところの調査をやっております。

男女共同参画会議の専門委員は、3次計の最終年度の1年前、4次計策定の議論の頃からつとめさせていただいております。今回、専門調査会の初回ということ踏まえて、3点申し上げたいと思います。

まず、5次計に向けましては、幸福追求権でありますとか、両性の本質的平等ということの基本に置いた上で、具体的に5年後、10年後に、どういう状況になることを目指すのかというビジョンと戦略、それを5次計でいかに打ち出すのか。これを明確にした上で議論をしませんと、意見が発散したままになってしまうおそれがあるかなと思います。

4次計策定の際の議論ですとか、その後の政策遂行の過程を振り返りますと、「女性活躍」ですとか、「輝く女性」といったワーディングに対して、表面的であって構造的な問題に踏み込めていないという御批判も結構受けたように思います。しかし、平等、公正ということと、女性の活躍は、決して矛盾するものではないし、むしろ、平等や公平の基盤を強化するために、ある種の潮流を利用するくらいのしたたかさで取り組んできたのが、4次計のプロセスだったと、私は理解しております。

そこで、5次計のビジョンを考えるに当たって、当然、4次計の総括が必要だと思うわけですが、3次計と比較した4次計の特徴は、1つに、全体の横ぐしとしての意味あいをもたせて、非常に重要な30%目標よりも前に、男性中心型労働慣行等の変革と長時間労働の是正を基本計画の一番前で打ち出したことです。これが、最大の特徴だと思います。女性だけではなく、男性も男性中心型労働慣行が持っている課題を理解しないと、上手くいかないということを示した。これが4次計の大きな特徴です。

それから、30%目標は、以前から取り組まれておられる辻村先生が言及された通りであ

るわけですが、ゴールだけ掲げても上手くいかなかった。そこで、女性役員を増やすためには女性部長を増やさなければいけないし、女性部長を増やすためには女性課長を増やさなければいけない、女性課長を増やすためには女性係長を増やさなければいけない、女性係長を増やすためには女性の採用を増やさなければいけないということで、女性の人材プールの厚みを増すということを4次計では戦略として打ち出したと理解しております。

それ以外にも、高齢女性の貧困問題に関しては、やはり、若いときの働き方に原因があるのだから、当然、若いときの働き方が重要であるという視点。あるいは男女共同参画社会を実現するためには、個別ばらばらの政策ではなく、いろいろな主体が連携することが重要であるという視点。今日も地域女性活躍推進交付金の御説明がありましたけれども、そういうことを特徴とした4次計だったと思います。

したがって、今、申し上げた点について、どこまで何が進んだのか、どうして進んだのか、なぜ進まなかったのか、5次計をつくっていく上では、全分野について具体的な検証がまずは必要だろうと思います。これが1点目です。

2点目ですが、政策の体系をもう少しロジカルなものにしたいと考えます。例えば、乳がん検診の受診率を引き上げるという政策はインプットであって、その結果、がんが早期に治癒するというアウトプットがあって、その結果、より生産性の高い働き方が長い期間で来てQOLが上がり、健康寿命が延びるというアウトカムがあるわけですね。相談センターや支援センターを何カ所作る、何々の周知度を高める、といった政策もインプットであって、ある意味では、お金を投入さえすればできる。しかし、先ほど、小西先生や種部先生もおっしゃったように、問題はその先であって、成果にむすびついているか、それが機能しているかどうか重要であるはずだと思います。

つまり、取り組み事項、インプット、アウトプット、アウトカム、最終的な政策目標、これらは次元が異なるわけですが、十分には整理されていないところがあるように思いますので、政策の費用対効果も考慮しながら、できるだけ上手く計画の体系をつくることができると思います。

なおその際、さきほど成果目標の御説明がありましたけれども、やはり、成果目標は具体的な数字で設定しないと検証が難しい。前年度より増やすといった目標のたて方は、できるだけ避けるべきだと思います。4次計には、それが少し残っています。

最後に3点目、各論2点なのですが先ほど、先ほど、徳倉先生が言及されましたけれども、やはり、介護の問題は重要です。育児との両立については、これまでも強調されてきましたけれども、今回の5次計は、後期高齢者が激増する局面を対象期間として示される計画であるということを踏まえますと、介護との両立について、相当の軸足を置く必要があるのではないかと思います。「介護離職ゼロ」だけでは対応できない複雑な問題に、我々は直面しているということでもあります。

あと、税制、社会保障、民法関連のところは、この調査会で何かを直接に決められるわけではないわけですが、やはり、考え方を示していく必要はある。そのときに、個人と世

帯という二つの捉え方を、これは3号被保険者制度の問題もそうですけれども、場面に応じて都合よく使い分けているという言葉がよくないかもしれませんが、十分に考えずに両方の言葉を使ってはいないか。既存の制度もそこが非常に複雑です。当然、人権だとか、個人の尊厳という意味では、個人だと思いますけれども、一方で、社会生活、職業生活、家庭生活を考えると、世帯というのは非常に重要であります。個人と世帯をきれいに分けられるわけではないのですけれども、できるだけ整理しながら検討できたら良いと思います。

以上でございます。

○佐藤会長 では、白波瀬委員、お願いします。

○白波瀬委員 東京大学の白波瀬と申します。よろしくお願いいたします。

私は、本委員の経験があまりないので、これまでのことと比較できないのですけれども、今、個人と世帯という話がありました。この点はかなりいろんな制度の中の根幹的な話で、社会保障制度のこともかかわっており、極めて重要なことを言っていたなと思っていて。ちょっと、今、感動しているのです。

実は、男女共同ということにつきましては、何をもって現状を代表するかということなのですけれども、まず、最初に2点あります。注目すべきところということで、計画ということなのですけれども、私には総花的に見えてしまっていて、もう少し張り感があったほうが、対国民に対するメッセージとしては、わかりやすいだろうと思います。

ただ、これくらい総花的でないと、男女共同参画に関していろんな局面が複雑に絡まっているので、このレベルで、これだけ大括りに提示しないといけないだろうということもわかります。その意味で、本音と建前の中で苦しむのですけれども、少し実現性ということを目標に置いた計画というのが良いのではないかと考えています。

そこには、大きく2つの軸があって、1つは、キーワードとしては、多様性とリーダーシップと考えています。多様性ということは、言いかえると、少数派、マイノリティーということを中心に考慮していくかということにもつながると思うのですけれども、そういう意味で多様性には、LGBT問題や貧困問題とかDVというのが、このアングルから入っていく。

その一方で、いろんな政策を実際に決めて動かすということになったら、明らかにリーダーシップが重要になります。そこは、リーダーシップの能力も積み上げですから、女性管理職割合が30%に達したら良いねとされても困ります。問題は、今のほとんどの女性たちは、自分が管理職になると想定もしないで仕事を始めてここまで来たという人が多いと思います。ですからそういう人たちを、超長期的に管理職になってもしっかりサポートするというか、そういう状況が普通になっていくような同時進行のサポート体制は必要であろうと考えます。

そういう意味では、教育、これは非常に重要です。今までの女子であるからということで、選択範囲が暗黙のうちに狭まっていた状況を事後的に改善するという観点から、ポジ

ティブアクションというのは理論的にも非常に重要であると考えます。

ですから、どうして、今、この段階で、こういった一見不公平に見える政策を押し進めなければいけないのかという説明をわかりやすく明確にするということが、1つ重要なことと考えています。

以上です。

○佐藤会長 では、白河さん、お願いします。

○白河委員 相模女子の客員教授、少子化ジャーナリストの白河です。

政府の委員としては、少子化、働き方改革、まち・ひと・しごとなどの会議にかかわらせていただいております。

今回、5次計をするに当たって、やはり、周りの環境の変化、4次から今日までの間に起きたことが、かなり進んでいますので、環境の変化を踏まえ、男女共同参画の目標設定や項目が遅れをとらないように、むしろ考え方の大枠としてはリードしていくような形で進められたら良いと思っています。

例えば、3点の変化を申し上げますと、1つは、国内の法律が変わった。女性活躍推進法や働き方改革です。長時間労働の是正や多様な働き方というのが進みますと、女性の活躍も進み、それから、男性のワーク・ライフ・バランスも進みます。つまり、女性の主語だけではなくて、男性も主語にした政策をやっていかないと進捗しないということがはっきりしたということです。

二点目が、グローバルの進捗です。グローバルな動きからのものと、国内のコーポレートガバナンスコードの改定などで、経済界で女性活躍、ジェンダー平等のニーズが高まってきていることです。

ジェンダー平等は、持続可能な経済成長に不可欠であるという、グローバルな理解があります。日本も取締役会の多様性についてコーポレートガバナンスコードを改定しています。ESG投資、SDGs、物言う投資家の存在の影響、30%クラブが日本にも誕生し、女性の取締役がふえたこと、このようなことで、どんどんグローバルには、意思決定層の女性へのニーズが高まってきています。日本の男女共同参画が遅れをとってしまうと、日本が今後、投資を受けられない国になってしまう可能性も出てくるということです。

三点目が、ハラスメント。職場領域に関してのハラスメントに多くの人が声を上げるようになり、先日学生が就活のハラスメントをやめてください、守ってくださいということで声を上げました。女性に対するDVというだけではなくて、職場におけるハラスメントに関して、きちんと対処していかなければいけません。

そして、ILOでも仕事の世界における暴力、ハラスメントの条約というのが採択されたので、この分野は重点的に議論していくべきだと思います。

そして、今後、政策に盛り込んでいただきたいこととして、特に教育分野の中でのLGBTなどの性的マイノリティへの対応です。今、現場では、学生からのカミングアウトが増えているのです。しかし、教育のほうは、それに追いついているかというと、なかなか難し

い。

LGBTのカップルのお子さんというのも、もう成長されて教育を受けていらっしゃるのです。そういう方たちが、教育の現場で生き生きと学びを享受するため、まさにこれからの教育にかかっていると思います。

それから、メディアです。先ほど公共広報におけるガイドラインを刷新したいと申し上げました。これは周知徹底したいということと、LGBTなどの新しい課題が入ってきているということからです。

逆に規制を強めるだけではなくて、良い広告を表彰する、例えば、男女共同参画分野に対しての良い影響を与えたような広告を表彰するようなことをして、メディアの力を味方につけていくということもあるのではないかと思います。

以上です。

○佐藤会長 小西委員、何か追加はありますか。

○小西委員 では、済みません、短く1つだけ、先ほど、大卒の視点で申し上げたのですが、女性の被害者支援の現場というのは、実は、雇用に大きな問題を抱えているということをお願いしたいと思います。

被害者支援のほとんどが女性の非正規の低賃金労働で支えられておりまして、いつも大きな矛盾だなと思っています。

そのことが、児童相談所は正規の職員さん、最近、非正規の場でもたくさん入っていますけれども、例えば、そういうところでの雇用の違いとか、専門性の積み重ねの違いとか、そういうことが、まだ、連携を難しくしておりますので、ぜひ、そろそろ非正規、低賃金でやるのは考えたほうが良いのではないかと、1つ指摘したいと思います。

○佐藤会長 小山内さん、よろしくお願いします。

○小山内委員 一般社団法人男女共同参画地域みらいねっとの小山内と申します。

青森県に在住しておりまして、青森県内外で学び直しによるキャリア支援教育や、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災に取り組んでいます。防災を通して、男女共同参画の理解につなげる活動をしております。

ということもあり、少し防災についてお話をしたいのですが、先ほども質問でお話ししましたが、第4次の段階では、防災の現場における女性の参画拡大に注力することが第一歩だったと思います。

しかし、第5次に向けては、その中身、質を高める努力をしていかなければいけないのではないかなと思います。

国のほうでも、女性防災リーダーや、多様性配慮の防災体制について非常に取り組んでおりますが、青森県では、この両者ともども県の防災危機管理課が中心になりまして、市町村、そして、自主防の方々と連携しながら取り組んでいる次第です。

なぜできているかという部分なのですが、やはり、防災担当者の方が、しっかりと男女共同参画の視点の重要性、これを認識しております。

女性防災リーダーを増やしたいという思いから、こういう施策を立て、そして、そこに国の防災基本計画の中に、男女共同参画の視点の重要性ということが盛り込まれているという、そういう後押しがあって、県のほうでは予算が取れ、実行できているということです。

ということからも、やはり防災担当者の男女共同参画の理解がないと、なかなか具体的には進んでいかないのではないかと考えておりますので、第5次に向けては、そういった担当者の研修等の強化をぜひ盛り込んでいただければと思います。

国としても、好事例とか、通知文を出すということも大変重要なことだとは思いますが、やはり、地域格差をつくらないためにも、市町村に対する影響を与えるような、国としての基本計画をつくっていくことが必要ではないかと思っております。

○佐藤会長 まだ、御意見はあるかと思いますが、次回も自由討議の時間を設けますので、今日は、ここまでにさせていただければと思います。

最後に、橋本大臣から、何か一言いただけるということかなと思ひまして、よろしくお願ひします。

○橋本大臣 まだまだ私自身が、たくさん御意見をお聞かせいただきたいというような状況であります。

今日は、限られた時間の中でも、こうしてたくさんの御意見を賜りまして、本当にありがとうございます。

やはり、まずは教育、非常に重要であるなと思ひました。小山内さんのお話でしたけれども、特にしっかりと男女共同参画、女性活躍というものを理解している方がトップに立っていかなければ、ロールモデルができていかないのだという現状であると思ひます。

そういったことも踏まえまして、第5次基本計画の策定に当たって、しっかりと、皆様方の御意見を参考にさせていただきながら、より良いものをつくり上げていきたいと思ひますので、引き続きの御支援、よろしくお願ひ申し上げます。

また、種部先生、県議会の中で、いろいろ大変なことが多いかと思ひますけれども、この部分についても、また、いろいろ地方議会と国選での連携も、今後、より強めていきたいと思ひますので、また、御指導をいただきたいと思ひます。

ありがとうございました。

○佐藤会長 大臣、どうもありがとうございました。

それでは、事務局から、事務連絡があればお願ひします。

○古瀬推進課長 本日は、ありがとうございました。

毎回議事内容につきましては、先ほども申し上げましたが、議事要旨と議事録を作成し、公開をさせていただきます。議事要旨につきましては、佐藤会長の御確認、議事録につきましては、本日、御出席の皆様には後ほどメールでお送りさせていただきますので、確認をさせていただきますので、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

次回の会議でございますが、12月16日月曜日、10時から12時半までの予定でございます。

既に、御案内はさせていただいておりますが、場所は、本日より異なりまして、この建物の8階の特別中会議室というところになりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

なお、本日の資料のうち、ドッチファイルの大きいものは、重いですので置いていっていただいて結構でございますので、そのままお帰りいただければと思います。

○佐藤会長 それでは、本日の専門調査会は、ここで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

大臣も、どうもありがとうございました。

○橋本大臣 ありがとうございました。